

平成 29 年度採用予定 豊橋市非常勤嘱託員(育児休業代替)採用試験要綱 ※随時募集

1 採用予定職種、採用予定人員及び申込み要件等

職 種	採用予定人員	必要となる資格等	業務内容
臨床心理士	1名	臨床心理士資格を有する方	相談部門における電話相談、面接相談、支援事業等が主

- [注] 1 年齢、学歴及び国籍要件はありません。
2 障害者の方の受験が可能です。

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません

○以下はその内容です。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

日本国籍を有しない方について

- ・就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

申込書類に虚偽の記載があった場合について

- ・申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

2 勤務条件

勤務時間等	勤務場所	報酬月額	嘱託期間
週 31 時間程度 (年末年始及び祝日を除く火～土曜日のうちの指定する日)	豊橋市こども発達センター (豊橋市中野町字中原 100)	281,600 円	採用日から 平成 30 年 3 月 31 日 まで

- ※ 上記、報酬月額は平成29年度における金額です。通勤手当等の手当の支給及び定期昇給制度はありません。
- ※ 採用された場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険に加入します。また、年次有給休暇、夏季休暇等各種休暇制度があります。
- ※ 嘱託期間については、採用日から平成 30 年 3 月 31 日までですが、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、更新する可能性があります。ただし、職員の育児休業等の代替としての勤務となるため、職員の復帰状況により変更する可能性があります。

3 試験日、試験内容等

試験日	試験内容	試験会場
申込受付後、こちらで指定します	面接・小論文・適性検査	豊橋市こども発達センター

4 試験結果の開示請求について

豊橋市個人情報保護条例に基づき、口頭で試験結果の開示を請求することができます。電話等での開示はできませんので、受験者本人が運転免許証など本人確認できるものを持参し、直接豊橋市こども発達センターにお越しください。

開示の内容	口頭で開示請求できる期間
総合点数	合格発表の日から1月間

5 応募手続

受験申込	<p>申し込みは随時受け付けますが、定員に達した時点で受付は終了します。郵送または持参により豊橋市こども発達センターへ提出してください。</p> <p>〔郵送〕 提出書類に必要事項を記入のうえ、「採用試験受験申込」と朱書きした封筒で、豊橋市こども発達センター宛に郵送してください。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。</p> <p>〔持参〕 提出書類に必要事項を記入のうえ、持参してください。受付時間は、<u>祝日及び年末年始を除く火曜日～土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで</u>です。代理の方による持参も可能です。</p>
提出書類	<p>① <u>写真貼付の市販の履歴書</u></p> <p>② <u>資格を確認できるものの写し</u></p>

6 その他

- (1) 申込受付後は、履歴書、写真等、一切の書類等はお返しいたしません。
- (2) 関係書類が整っていない場合及び定員に達した以降は受け付けません。
- (3) 問合せ先: 豊橋市こども発達センター

〒441-8539 豊橋市中野町字中原 100 番地 電話 0532-39-9200

